

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 農業生産法人による多様な経営展開

一 農業経営を営み、又は営もうとする者が作成する農業経営改善計画には、関連事業者等が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができるものとする。

(第十二条第三項関係)

二 同意市町村が農業経営改善計画を認定する要件として、当該農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること等を定めるとともに、農業経営改善計画の変更の認定及び取消しに関し所要の規定を整備すること。

(第十二条第四項及び第十二条の二関係)

三 同意市町村の認定に係る農業経営改善計画に従って認定農業者に出資している関連事業者等については、農地法第二条第七項第二号の規定の特例として、農業生産法人の構成員に係る議決権制限から除外するものとする。

(第十三条の三関係)

第二 集落営農組織の担い手としての育成

一 農用地利用改善団体は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農

用地の利用の集積を行う集落営農組織（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること等の要件に該当するものに限る。二において「特定農業団体」という。）を農用地利用規程に定めることができるものとする。

（第二十三条第四項関係）

二 特定農業団体が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となった場合において、農用地利用改善団体が農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を定めようとするときは、同意市町村の認定を要せず、変更後の届出で足りるものとするほか、農用地利用規程の変更の認定及び届出並びに取消しに関し所要の規定を整備すること。

（第二十三条の二関係）

第三 遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置

一 同意市町村の長は、農業委員会の要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが地域農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、当該農地の所有者に対し、当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。

（第二十七条第三項関係）

二 一の通知を受けた者は、六週間以内に、特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならぬものとする。

（第二十七条第四項関係）

三 同意市町村の長は、二の届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとし、当該通知があつた場合は、第十条第一項の申出があつたものとみなすものとする。 (第二十七条第九項及び第十項関係)

四 二の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に関する過料について規定するものとする。 (第三十九条第二号関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。